

事務連絡
令和2年9月23日

厚生労働大臣認可 水道事業者 殿
厚生労働大臣認可 水道用水供給事業者 殿

厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課

簡易専用水道検査業務の手数料に係る消費税の取扱いについて

水道行政の推進については、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2第2項において、簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理の検査を受けなければならないものとされ、その業務（以下「検査業務」という。）については、地方公共団体の機関又は「厚生労働大臣の登録を受けた者」（以下「登録機関」という。）が行うこととされている。

検査業務の手数料に関し、消費税の取扱いは次のとおりとなっている。

○検査業務の実施主体が、

- ・「地方公共団体（地方公営企業を含む）」である場合には消費税非課税（消費税法6、同法別表第1五口、消費税法施行令12②ニイ（4））。
- ・「登録機関」である場合には消費税課税（消費税法施行令12②ニに規定する国又は地方公共団体等が法令に基づいて行う事務に係る役務の提供に該当しないため）。

他方、近年、市町村や広域水道企業団が条例に基づき徴収していた検査業務手数料について、本来「消費税非課税」とすべきところ、「消費税課税」としていた事例が確認された。

そこで、上記の検査業務を実施している各水道事業者及び水道用水供給事業者におかれましては、条例に基づき徴収している検査業務手数料の消費税の取扱いが適正か否か改めて確認し、その取扱いに誤りがある場合には、必要な対応を速やかに検討されたい。

※ 誤りが見込まれる場合には、まずは事前に当課に相談されたい。

なお、各都道府県、市、特別区の水道関係行政機関には、別途、同様の情報共有をしていることを申し添える。

(参考資料) 関係法令抜粋

関係法令

○消費税法(抄)

(非課税)

第六条 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには、消費税を課さない。

2 (省略)

別表第一(第六条関係)

一～四 (省略)

五 次に掲げる役務の提供

イ 国、地方公共団体、別表第三に掲げる法人その他法令に基づき国若しくは地方公共団体の委託若しくは指定を受けた者が、法令に基づき行う次に掲げる事務に係る役務の提供で、その手数料、特許料、申立料その他の料金の徴収が法令に基づくもの(政令で定めるものを除く。)

(1) 登記、登録、特許、免許、許可、認可、承認、認定、確認及び指定

(2) 検査、検定、試験、審査、証明及び講習

(3) 公文書の交付(再交付及び書換交付を含む。)、更新、訂正、閲覧及び謄写

(4) 裁判その他の紛争の処理

ロ イに掲げる役務の提供に類するものとして政令で定めるもの

ハ・ニ (省略)

六～十三 (省略)

○消費税法施行令(抄)

(国、地方公共団体等の役務の提供から除外されるものの範囲等)

第十二条 法別表第一第五号イに規定する政令で定める役務の提供は、次に掲げる事務に係る役務の提供とする。

一 検査、検定、試験、審査及び講習(以下この号において「特定事務」という。)のうち次のいずれにも該当しないもの

イ 法令において、医師その他の法令に基づく資格(法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。以下この号及び次項第二号において同じ。)を取得し、若しくは維持し、又は当該資格に係る業務若しくは行為を行うにつき、当該特定事務に係る役務の提供を受けることが要件とされているもの

ロ 法令において、一定の食品の販売その他の行為を行う場合にその対象となる資産又は使用する資産について当該特定事務に係る役務の提供を受けることが要件とされているもの

ハ 法令において、当該特定事務により一定の型式又は規格に該当するものとされた資産以外の資産は当該型式又は規格に係る表示を付し、又は名称を使用することができないこととされているもの

ニ 電気事業法第五十四条(定期検査)の検査その他の特定事務で法令において当該特定事務に係る役務の提供を受けることが義務付けられているもの

二 前号に掲げる事務に係る証明並びに公文書の交付(再交付及び書換交付を含む。)、更新、訂正、閲覧及び謄写

2 法別表第一第五号ロに規定する政令で定める役務の提供は、次に掲げる役務の提供とする。

一 (省略)

二 国、地方公共団体、法別表第三に掲げる法人その他法令に基づき国又は地方公共団体の委託又は指定を受けた者が法令に基づき行う次に掲げる事務に係る役務の提供

イ 登録、認定、確認、指定、検査、検定、試験、審査及び講習(以下この号において「登録等」という。)のうち次のいずれかに該当するもの

(1)～(3) (省略)

(4) 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第七条第一項(設置後等の水質検査)の検査その他の登録等で法令において当該登録等に係る役務の提供を受けることが義務付けられているもの

ロ (省略)

三～四 (省略)